

2022年4月14日
日本原子力発電株式会社

国土交通省の組織改編に伴う原子力事業者防災業務計画の扱いについて

国土交通省の組織改編（令和4年4月1日付）に伴い、当社東海発電所、東海第二発電所及び敦賀発電所の原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）の修正の必要が生じた。

現在、当社防災業務計画は、自治体との修正協議中（令和4年4月4日より修正協議開始）であるため、本件は、防災業務計画の修正又は原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（原子力規制庁内規）に基づく連絡の中で早期に対応できる方法を進めていきたい。

以上

東海発電所 原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

原子力事業者防災業務計画（修正前）	原子力事業者防災業務計画（修正後）	修正理由等
<p style="text-align: right;">別図 2-9-3</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p> <p> 太字 は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字 は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 — FAX </p>	<p style="text-align: right;">別図 2-9-3</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p> <p> 太字 は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字 は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 — FAX </p>	<p>・記載の適正化 (国土交通省の組織改編に伴う反映)</p>

東海発電所 原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

原子力事業者防災業務計画（修正前）	原子力事業者防災業務計画（修正後）	
<p>別図2-9-5</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p>	<p>別図2-9-5</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p>	<p>修正理由等</p> <p style="text-align: center;">・記載の適正化 (国土交通省の組織改編に伴う反映)</p>

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

原子力事業者防災業務計画（修正前）	原子力事業者防災業務計画（修正後）	修正理由等
<p style="text-align: right;">別図 2-9-3</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p> <p>運搬責任者 ↓ 原子力防災管理者</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事 事象発生場所を管轄する 市町村長 事象発生場所を管轄する 警察署 事象発生場所を管轄する 消防署 事象発生場所を管轄する 労働基準監督署 事象発生場所を管轄する 海上保安部 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力運転検査官) 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 経済産業省関東経済産業局 総務企画部 総務課 国土交通省海事局 検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局 安全・環境基準課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 内閣官房 東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官) 消防庁予防課特殊災害室 消防庁宿直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時 支援・研修センター 経済産業省資源エネルギー庁</p> <p>太字 は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字 は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 — FAX</p>	<p style="text-align: right;">別図 2-9-3</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p> <p>運搬責任者 ↓ 原子力防災管理者</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事 事象発生場所を管轄する 市町村長 事象発生場所を管轄する 警察署 事象発生場所を管轄する 消防署 事象発生場所を管轄する 労働基準監督署 事象発生場所を管轄する 海上保安部 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力運転検査官) 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 経済産業省関東経済産業局 総務企画部 総務課 国土交通省海事局 検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局 車両基準・国際課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 内閣官房 東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官) 消防庁予防課特殊災害室 消防庁宿直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時 支援・研修センター 経済産業省資源エネルギー庁</p> <p>太字 は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字 は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 — FAX</p>	<p>・記載の適正化 (国土交通省の組織改編に伴う反映)</p>

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

原子力事業者防災業務計画（修正前）	原子力事業者防災業務計画（修正後）	
<p>別図 2-9-5</p> <p>対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p>	<p>別図 2-9-5</p> <p>対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路— (事業所外運搬での事象発生)</p>	<p>修正理由等</p> <p>・記載の適正化 (国土交通省の組織改編に伴う反映)</p>

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画別冊 新旧比較表 (令和4年修正版)

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">別図2-9-3</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路— (事業所外運搬での事象発生)</p> <p style="text-align: center;">本 店</p> <p> : 原災法第10条第1項に基づく通報先 : 設置されている場合に連絡 — : 電話 - - - : FAX </p>	<p style="text-align: center;">別図2-9-3</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路— (事業所外運搬での事象発生)</p> <p style="text-align: center;">本 店</p> <p> : 原災法第10条第1項に基づく通報先 : 設置されている場合に連絡 — : 電話 - - - : FAX </p>	<p>・記載の適正化 (国土交通省の組織改編に伴う反映)</p>

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画別冊 新旧比較表（令和4年修正版）

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">別図2-9-5</p> <p style="text-align: center;">対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ （事業所外運搬での事象発生）</p> <p style="text-align: center;">本 店</p> <p> : 第25条第2項に基づく報告先 : 設置されている場合に連絡 — : 電話 - - - : FAX </p>	<p style="text-align: center;">別図2-9-5</p> <p style="text-align: center;">対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ （事業所外運搬での事象発生）</p> <p style="text-align: center;">本 店</p> <p> : 第25条第2項に基づく報告先 : 設置されている場合に連絡 — : 電話 - - - : FAX </p>	<p>・記載の適正化 （国土交通省の組織改編に伴う反映）</p>